

# 手話通訳事業に先進的に 取り組む自治体紹介

シリーズでお伝えしている、先進的に取り組む自治体の紹介をするこの企画。  
第9回は、福島県会津若松市の紹介です。

## 福島県 会津若松市

訪問者：屋代 利津子（自治体業務・政策研究委員会）

### はじめに

障がい者支援課に  
現在手話通訳のできる  
正職員は3人配属  
されています。1995(平成7)年に採用された女性  
の渡部さん、2009(平成21)年に採用された  
男性の渡部さん、2013(平成25)年に採用され  
た後藤さん。3人にお会いし、お話を伺いました。



### 会津若松市の概況

- 1 人口 119,876人(2019年4月1日現在)
- 2 手帳所持者数
 

身体障害者手帳	7,583人
(うち聴覚覚障がい者 719人)	
療育手帳	1,018人
精神保健福祉手帳	995人
- 3 意思疎通支援事業  
手話通訳者派遣状況(平成30年度実績):  
登録手話通訳者281件、職員1,217件
- 4 手話通訳のできる職員  
正職員3人(障がい者支援課)  
登録手話通訳者22人

### 手話通訳のできる職員採用の経過と現状

- ①1971(昭和46)年市長との「対話集会」開始(県内初)

- ②1975(昭和50)年福祉課へ手話通訳のできる職員を配置転換(正職員1人目)
- ③1978(昭和53)年嘱託手話通訳者採用
- ④1980(昭和55)年嘱託手話通訳者を正職員へ(正職員2人目)
- ⑤1995(平成7)年「手話通訳士」を条件とし一般公募により採用(正職員3人目)
- ⑥2009(平成21)年「手話通訳士」を条件とし一般公募により採用(正職員4人目)
- ⑦2013(平成25)年「手話通訳士」を条件とし一般公募により採用(正職員5人目)

※②、④の職員はすでに定年退職している。

あいづ聴覚障害者協会は、1971(昭和46)年に市長との「対話集会」を初めて行って以来、手話通訳者設置の要求を強く出し続けました。市はそれを受け1975(昭和50)年に保育士であった職員を福祉課(当時)に配置転換をして、1人目の手話通訳者の配置が実現できました。

市長との「対話集会」は、聴覚障害者協会の手話通訳のできる職員の複数化のほか、さまざまな要求の実現のために、毎年継続して実施しています。

この市長との「対話集会」には、障がい者支援課の職員も出席していましたが、回を重ねるごとに、庁内で理解されるようになり、その後、市長と聴覚障害者協会の要求等の内容



に関係する部署が出席するようになりました。継続してきたことで、聴覚障害者についての理解が深まり、関係する部署が市民の声を直接聞く体制になってきました。

## 職員採用の考え方

「聴覚障がい者は市民の一人」という考え方に基づいています。

手話通訳のできる職員は、聴覚に障がいのある市民にとって必要です。それと同時に手話の分からない職員や市民にとっても必要となります。

市が障がい者問題を行政施策につなげる観点から、聴覚障がいの専門職として手話通訳のできる職員を正職員として配置しています。切れ目のない職員配置を意識していますので、1人退職した後もきちんと採用していくというシステムが維持されています。

採用においては、公平性を確保するために公的資格である手話通訳士資格を条件として一般公募しています。

## 職員の業務内容

3人は「手話関連業務」及び「手話関連以外の業務」を担当しています。

「手話関連業務」は、庁内・庁外の手話通訳及び相談対応、手話通訳者派遣関連事務(手話通訳者派遣のほか、登録手話通訳者に対する研修や頸肩腕健診などの事業化、市主催行事への手話通訳者配置の予算化等)及び手話奉仕員養成講座関連事務などです。

「手話関連以外の業務」は、障がいのケースワークや査察指導、知的障がい者判定会、地域自立支援協議会用務、自立支援給付関連事務、研修及び啓発事業、点字講習会、点訳委託等があります。

このうち手話通訳業務については3人で担当しています。それ以外は、3人それぞれ業務分担されています。主な業務内容は以下のとおりです。

A:手話通訳コーディネート、手話関連業務全般、窓口業務全般等

B:査察指導、業務統括、身体障がいの者のケースワーク等

C:身体障がいの者のケースワーク等

## 特徴的な施策

- ・手話通訳は職員が対応する割合が高く、全手話通訳依頼件数の8割を対応している。
- ・聴覚障がいの者の相談及びケースワークにも対応している。  
生活問題等を抱える対応の難しいケースなどにケースワーカーとして継続的にかかわっている。
- ・3人配置されている。  
手話通訳やケースワークのやり方、あり方をはじめ対象者のことなどを相談でき、困難ケース等には複数でかかわることができる。
- ・女性(2人)男性(1人)の手話通訳者が配置されている。
- ・意思疎通支援事業ではタブレットも活用している。
- ・手話通訳者頸肩腕予防対策事業として、健診を実施し、基準以上の対象者についてはマッサージ券給付がある。

## 職員採用の効果

- ・聴覚障がい者が安心して市役所に来庁できる。ろう者は、「市役所に行く」を手話で「福祉に行く」と表現し、何かあったら市役所に行けばよいと市役所を身近に感じている。



後藤さん 菅家課長 渡部さん 渡部さん

困ったときはもちろん、愚痴や話したいことがある時なども受け入れられ、よりどころとなっている。

- ・聴覚障がいについての相談やケースワークが可能となる庁内においては、他課からの相談や通訳依頼、他課へ聴覚障がいの問題をつなげる等、関係する課と連携して業務に取り組むことができる。

また、市民からの聴覚障がい者の相談も受け入れやすい体制になっている。

- ・行政職員として、障がい者福祉施策全般に関わることができる。
- ・庁内における聴覚障がい者に対する合理的配慮の意識向上につながる。
- ・介護保険のケアマネジャーとも協力関係にある。

登録手話通訳者に介護保険のケアマネジャーがいて、聴覚障がい高齢者を担当してもらおうケースがある。

困難ケースについては、手話通訳のできる職員と連携、協働する。

- ・福祉事業所など関係機関との連携が図りやすい。

### 今後の課題

- ・ろう者の高齢化(平均年齢66歳)に伴い、手話通訳ニーズが複雑・多様化している。
- ・登録手話通訳者が不足している。

登録手話通訳者で昼間勤ける人が少ない。

7～8年前から新しい登録手話通訳者が入っ

てきていない。また、男性手話通訳者の不足、若い手話通訳者の不足など今後の事業継続の課題から手話通訳者養成が求められている。

- ・手話通訳のできる職員3人の年代が近いため、退職時期が重なる。

### 目指す街のすがた

今後は庁内のさまざまな部署に聴覚障がい者を理解する職員を増やしていきたい。また、庁内だけでなく、市民が手話を理解し、福祉事業所など地域のあらゆるところで手話を当たり前に行うことができる街づくりに取り組んでいきたい。

### 取材の最後に菅家課長からお話を伺いました

「手話通訳ができる職員を配置することによって、ろう者、職員ともに安心感があります。聴覚障がい者は筆談すれば分かると思っていました。

しかし、今年の台風19号の時に、防災メールで市民に避難指示のメールを出したのですが、手話通訳者から『ろう者や高齢ろう者は文字だけだと分からない人もいます。メールを受けて、「危ない」ということは分かりますが、次に、具体的にどのような行動をとればよいか、文面だけでは分からないので、手話の活用が必要』との指摘を受け、市として、災害時(緊急時)に手話言語で通じる手話動画を制作する取り組みも検討しています」と伺いました。

このように、手話通訳者の意見が、市全体の施策として取り入れられるのは、手話通訳のできる職員が、日々の業務を熱心に取り組まれている成果だと思います。

お忙しい中、取材のご協力ありがとうございました。